

国際税務ミニコラム

Let's have a break!

国際特別委員会

最近の国際税務に関するニュースについて

今回は最近起きた国際税務のニュースについて触れたいと思います。2018年9月11日の報道によるとパナソニックが大阪国税局からパナソニックノースアメリカの全株式をオランダの100%子会社に譲渡した際の譲渡価格が安過ぎるとのことで、所得金額412億円の更正処分を受けました。当該譲渡について、当局より、低廉譲渡であり時価との差額は国外関連者への寄附金に当たるという指摘であったとのことです。

国外関連者とは直接的あるいは間接的に50%以上の出資比率を有することとなる外国法人です。国外関連者などの海外子会社に対する利益移転を防止するための制度としては「移転価格課税」が

あります。親子間の取引価格の操作を通じた所得移転を防止するのが移転価格税制であり、金銭贈与や無償の役務提供及び債権放棄等による利益供与を防止するのが寄附金課税と考えられております。今回の指摘は後者の寄附金課税が適用されました。

どちらの場合でも基本的に追徴税額は変わりません。しかし移転価格課税の場合には相互協議により二重課税が排除できる可能性が残っていますが、寄附金課税の場合には相互協議の対象とならないため二重課税の排除は困難となります。

(田中康治)